

(別紙1)

平成27年4月1日

反社会的勢力への対応に関する基本方針

宮城県漁業信用基金協会

理事長 今野光則

当協会は、社会的責任や公共的使命の重要性を十分に認識し、業務の適切性や健全性を確保していくため、以下の基本方針を定め、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力に対して断固たる姿勢で臨みます。

(組織としての対応)

1. 反社会的勢力による不当要求に対しては、組織として対応し、対応する役職員の安全確保に努めます。

(外部専門機関との連携)

2. 警察、暴力追放運動推進センター、弁護士など外部の専門機関と緊密な連携を図り、反社会的勢力に対応します。

(取引を含めた関係遮断)

3. 反社会的勢力に対しては、取引関係を含めて一切の関係を遮断し、反社会的勢力による不当要求に対しては断固として拒絶します。

(有事における民事と刑事の法的対応)

4. 反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を図ります。

(裏取引や資金提供の禁止)

5. 反社会的勢力による不当要求が、いかなる理由があっても、事案を隠ぺいするための裏取引や資金提供は絶対に行いません。

以上